

13 割愛

□ 概説

「割愛」とは、任命権者の異なる地方公共団体等へ身分をうつすこと（現職を退職し、地方公共団体等に採用されること）であって、次の場合がある。

1. 県内市町村教育委員会事務局へ（市町村教育委員会等割愛）
2. 国立大学法人学校教員へ（国立大学法人岐阜大学附属小中学校等）
3. 独立行政法人国立青年の家等へ（独立行政法人国立乗鞍青年の家等）
4. その他教育長が定めるところ
5. 他都道府県公立学校教員へ（他 県 割 愛）

□ 参考

1. 市町村教育委員会事務局、独立行政法人国立青年の家、国立大学法人学校教員へ

- (1) 資格
 - ・市町村立小中学校に勤務する校長、教員及び事務職員
 - ・原則として6年以上の教職経験者
 - 事務職員については、原則として10年以上の事務職経験を有する者
 - ・勤務成績が優秀である者
 - ・市町村教育長及び教育振興事務所長が推薦する者
- (2) 割愛期間
 - ・5年以内（国立大学法人岐阜大学附属小中学校については、必要に応じて7年まで延長することができる。）
- (3) 割愛者の決定
 - ・申請書により、県教育長が定数の範囲内で決定する。
 - ・決定後、依頼書、覚書、回答書を交換する。
 - ・割愛対象者は、「(割愛)退職願」を指定された日までに県教育委員会あて提出する。

2. 現在割愛されている者が岐阜県教育委員会（市町村立小中学校に）に戻る場合

県教育委員会が、当該市町村教育委員会・独立行政法人国立青年の家・国立大学法人大学に割愛依頼をし、割愛回答を得て戻ることとなる。

3. 他都道府県公立学校教員へ（他都道府県公立学校との人事交流は鹿児島県、高知、宮城以外にない）

各都道府県により手続が異なるので、転出先の実情を調べて対処することが必要である。

- ・他都道府県公立学校の教員採用選考試験を受け、採用内定（候補）通知を受けたら、速やかに学校長に申し出る。
- ・校長から市町村教育委員会、教育振興事務所を經由して県学校人事課へその旨を連絡し、所定の手続をとる。
- ・一般的には、県教育委員会は、当該県からの割愛依頼を受けて回答することとなる。
- ・対象者は、指定された日までに依頼退職の手続をとる。